

緑化樹木の情報誌

緑化通信

2012
新年号
(年7回25日発行)
第420号

昭和54年12月7日 第三種郵便物認可



発行所 社団法人 日本植木協会

〒107-0052 東京都港区赤坂6-4-22 三浦ビル3階
TEL.(03)3586-7361 FAX.(03)3586-7577

購読希望の方は上記宛へお申込み下さい。年間購読料 5,000円

地域との絆 緑化で日本再生

(社)日本植木協会

会長 水城清志



新年明けましておめでとうございます。
平素より本協会活動には

うござります。

格別のご指導とご鞭撻を賜り心より御礼を申し上げます。

中、ヨーロッパ諸国の財政悪化により、景気の回復は

長引く経済の不況が続く

な経済・社会の動向が依然として続くとみられ、緑化

に未會有の大災害となつた東日本大震災が発生しましたが、原子力発電所の事故を誘発し、その後の復旧を困難にしています。

震災により亡くなられた

かたがたの御冥福をお祈り

とともに、震災被災者

送る事が出来ました事を、

心より御礼申し上げます。

金を頂き、被災者の方々に

報告されました。また会員

の皆様方から多大なる義援

金を頂き、被災者の方々に

送る事が出来ました事を、

心より御礼申し上げます。

一方、復興を願っています。

この震災により、災害時

の被災者の行動から、家族

や地域との絆の強さについ

て日本人への評価が高まる

一方、今後の原発への対応

や、原発による被災地域へ

の影響等の問題に対し、

国際社会が注視していると

ころです。

私達、日本植木協会が、

この震災に対する地元の

状況にあります。

松原再生に対する地元の

状況にあります。

がっていった見事な松原は根

こそぎ押し流されたり、樹

幹の途中で折損したり、倒

れ伏したまで赤く枯れて

しまっており、元の姿に戻

すには、長い年月が必要な

状況にあります。

松原再生に対する地元の

状況にあります。

しかし、今回の津波で

は、このような取り組みの

実施箇所の一つである気仙

沼市の大島地区の松原が消

滅しました。もう一度の取

り組みが必要になってお

り、点の活動を大規模な面

の活動に広げていくことが

必要になっています。

大面積の松原をこれから

再生していくには、膨大な

苗木の量と人手が必要にな

りますが、現状ではその供

給体制の弱体化が懸念され

ています。これまで以上に

日本植木協会の皆様が供給

体制の強化に協力いただけ

れば、この取り組みを確

実にできると考えていま

す。そして、松原の再生

運動をさらに大きく前進さ

ります。

エイプの協力団体として

の活動をはじめ地球環境問

題への対応など社会的貢献

に資する活動も引き続き進

めて参りたいと思っていま

すので、会員皆様の参加と

協力を願いいたします。

今後とも、関連団体、関

係機関との連携を重ね、被

災地の地域復興に向けて、被

災地の植栽環境、生

物多様性の保全や防災機能

を考慮した適正な緑化用樹

種の選定等について検討

し、優良な緑化用樹木が安

定的に供給出来るよう体

制を整備するなどにより被

災地の復興に貢献していく

たいと思っています。

一昨年に立ち上げた、組

織改革検討委員会では、事

業内容の見直し、組織の在

方等の検討を重ね、専門

部会やブロックからも提

出すればと思う次第でござ

います。

日本植木協会の将来と方向

性を見据えた事業になると

思います。

もちろん、従来からの緑

化用樹木等の生産及び円滑

な流通を促進し、情報の受

発信の推進、会員同士の信

頼と連携の下に豊かで潤い

や癒しのある社会を実現す

るような諸事業を推進する

ほか、さらに「グリーンウ

ー

日本植木協会の将来と方向

性を見据えた事業になると

思います。

日本植木協会の将来と方向

性を見据えた事業と

なりたいと思います。

に、公益目的支出計画の実

施事業と予定している①緑

育出前授業、②記念樹等贈

呈事業、③環境緑化樹木識

別検定事業、④植生アドバ

イザ育成事業は、今後の

緑化の復元について

おける緑化の復元につい

て、被災地の植栽環境、生

物多様性の保全や防災機能

を考慮した適正な緑化用樹

木を確保するなどにより被

災地の復興に貢献していく

たいと思っています。

一昨年に立ち上げた、組

織改革検討委員会では、事

業内容の見直し、組織の在

方等の検討を重ね、専門

部会やブロックからも提

出すればと思う次第でござ

います。

日本植木協会の将来と方向

性を見据えた事業と

なりたいと思います。

に、公益目的支出計画の実

施事業と予定している①緑

育出前授業、②記念樹等贈

呈事業、③環境緑化樹木識

別検定事業、④植生アドバ

イザ育成事業は、今後の

緑化の復元について

おける緑化の復元につい

て、被災地の植栽環境、生

物多様性の保全や防災機能

を考慮した適正な緑化用樹

木を確保するなどにより被

災地の復興に貢献していく

たいと思っています。

一昨年に立ち上げた、組

織改革検討委員会では、事

業内容の見直し、組織の在

方等の検討を重ね、専門

部会やブロックからも提

出すればと思う次第でござ

います。

日本植木協会の将来と方向

性を見据えた事業と

なりたいと思います。

に、公益目的支出計画の実

施事業と予定している①緑

育出前授業、②記念樹等贈

呈事業、③環境緑化樹木識

別検定事業、④植生アドバ

イザ育成事業は、今後の

緑化の復元について

おける緑化の復元につい

て、被災地の植栽環境、生

物多様性の保全や防災機能

を考慮した適正な緑化用樹

木を確保するなどにより被

新年のご挨拶

林野庁 森林整備部
研究・保全課

課長 江俊夫



新年を迎え、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

昨年は、「東日本大震災」をはじめ全国各地で地震、台風等による被害が発生しました。被災者の方々や関係者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げました。政府及び関係団体との連携により一日も早い復旧を目指すよう取り組んでまいります。

貴協会には、全国植樹祭・全国育樹祭をはじめとする緑化推進事業へ積極的にご支援・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、我が国は、国土の三分の一を森林が占める世界でも有数の森林国です。森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防

止、生物多様性の保全などの公益的機能の發揮を通じ、「緑の社会資本」として広く国民の皆様に恩恵をもたらすものであります。

特に、東日本大震災に伴う津波では、海岸防災林に

改訂法が成立し、七月には森林・林業基本計画及び全

ておりました。その

大災害となりました。その

ような中、花き業界や造園

業界等が一丸となり、「花とみどりの復興支援ネットワーク」を設立し、貴協会においても参加を表明され、生活環境の向上を目的に花づくりや緑化等の推進、心の安らぎや潤いを被災者に届ける取組がなされていることに対し敬意を表すとともに、改めて花やみどりの持つ力を再認識したところです。

農林水産省においては、被災地の農業の一日も早い復興を目指して、がれきの除去や田畠などの除塙、施設の復旧整備、営農の再開や継続のための各種支援を講じております。また、放射能汚染にかかる風評被害対策では花き・花木等から受けた影響について、ホームページで解説し、国内外における需要喚起や信頼回復に向

かれております。

特に東日本大震災では、死者・行方不明者合わせて2万人に迫るなど未曾有の

災害によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りする

とともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

本年は、一月二十四日から

二月二十一日まで幅広く感じております。

また、生産圃場を活用した「日本列島植木植物園」

の実現や地球温暖化対策、

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録されている「植生アドバイザー育成事業」が本格化し、環境の保全と復元を行える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑

の育成に努められ、さ

らに次のステップとして「植

生管理士」の人材認定事業

を実施しております。

貴協会の活動が大きく貢献するものと心

強く感じております。

貴協会におかれましては、環境省・農林水産省から人材育成事業として登録され

ている「植生アドバイザーエコロジカルアドバイス」が本格化し、環境の保全と復元を行

える知識と技能を有する人

をはじめ、こどもたちに緑</p

一般社団法人 日本植木協会 定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本植木協会(以下「本会」という。)と称する。
 (事務所)
 第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、緑化用樹及び観賞用樹(以下「緑化用樹等」という。)全般にわたる生産技術の向上、品種の改良及び流通の円滑化並びに緑化推進活動の普及啓発を図り、もって環境の保全と国土緑化の推進並びに国民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1) 緑化用樹等の生産技術の調査、研究及び指導
 (2) 緑化用樹等の全国生産状況の調査及び情報提供
 (3) 緑化用樹等の品質向上及び需給情報の受発信
 (4) 緑化用樹等による技術者の養成・資格制度の認定
 (5) 国及び関係機関等が行う緑化推進事業等への協力
 (6) 緑化推進活動の普及啓発
 (7) 青少年等の緑化活動等に対する育成助長
 (8) 機関紙等の発行及び図書、印刷物等の出版
 (9) 緑化用樹等に関する国際交流の促進
 (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号から第8号及び第10号の事業は日本全国、同項第9号の事業は海外において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に次の会員を置く。
 (1) 正会員 緑化用樹等の生産及び流通を営む者であって、本会の目的に賛同して入会した団体又は個人
 (2) 貢助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した団体又は個人
 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得及び届出)

第6条 本会の会員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。
 2 会員は、その氏名、名称及び住所等に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を届けなければならない。

(入会金及び入会預かり金)

第7条 前条の規定により理事会の承認を受けた者は、入会に際し、総会で別に定める入会金(第5条第1項第2号に規定する賛助会員を除く。)及び入会預かり金を納入しなければならない。ただし、総会で別に定めた場合は納入する必要はない。
 2 入会金は、正会員の退会の場合においてもこれを返還しない。
 3 入会預かり金は、会員が退会した場合、退会後1ヶ月以内に元金全額を返還する。
 ただし、退会した会員が年度会費を未だ納入していない場合は、その会員に返還すべき入会預かり金の中から、年度会費の未納額を限度として年度会費へ繰替充当する。

(経費の負担)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は、総会において別に定める額の年度会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
 2 前項の退会をもって法人法上の任意退社とする。
 3 退会届が受理されたときより会員としての資格を失う。

4 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
 (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 (2) 本会の名誉を傷つけ、又は自己の反対の行為をしたとき。
 (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 (1) 第8条の年度会費の支払い義務を2年間履行しなかったとき。
 (2) 総正会員が同意したとき。
 (3) 当該会員が解散又は死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。
 (1) 会員の除名
 (2) 理事及び監事の選任又は解任
 (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
 (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 (5) 定款の変更
 (6) 解散及び残余財産の処分
 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年度1月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第19条 正会員は、書面による議決権の行使又は代理人による議決権の行使をすることができる。
 この場合において、行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。
 (1) 理事 10名以上15名以内
 (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、正会員、又は正会員の代表者としてその権利行使する者のうちから総会において選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員、又は正会員の代表者としてその権利行使する者以外から、理事1人及び監事1人を選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 理事のうち、他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して本会の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 2 監事の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 3 补欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第28条 本会に、任意の機関として、5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の決議に基づき、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) その他法令及びこの定款で定める事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集する。

3 第1項の規定に従わらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときには招集手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第35条 理事及び監事は、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項(第23条第5項の報告を除く。)を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年12月1日に始まり翌年11月30日に終わる。

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

(1) 入会金、入会預かり金及び年度会費

(2) 寄附金品

(3) 助成金又は交付金

(4) 事業に伴う収

私たちがこう考える 日本植木協会と生物多様性

大成建設株式会社 環境本部 環境計画部 環境計画・アセスメント室

課長 渡邊 篤 氏
鈴木菜々子 氏

年間特集

インタビュー シリーズ

森づくりで約五十種類、 一万五〇〇〇本の地域性苗木 を利用



大成建設は、全ての企業活動において「環境の保全と創造」に務め、「先駆的な環境事業」を推進しています。昨年の生物多様性締約国会議COP10では、経団連主催による各国閣僚と関する当社の様々な取り組みを紹介させていただいています。



写真1 植える樹種が記載された植栽場所表示



写真2 植樹は多くのインストラクター指導のもと、植樹祭形式で行なわれた

そうした環境事業のひとつ「富士山南陵の森」(フォレストセイバー・プロジェクト)による十年の森づくりでは、当社グループが事業主として富士山南陵にし、その敷地内や周辺地域で森づくりを行っています。このプロジェクトのボランティアは、従来のように工事期間中に緑化工事を終えてしまふのではなく、当社グループと地元自治体、地域NPOをはじめとした地域住民、学識経験者が連携しながら、十年かけて段階的に森の整備を行うことで、地域に愛される緑地を

つくりだそうとしているものです。もちろん進出企業様にも森づくりへの参加を求めており、そのことによって企業様のCSRとしての環境保全活動につながるものが、この開発事業のセールスポイントのひとつとなっています。

ここで森づくりは、地域性苗木を利用した自然に倣った手法(自然配植绿化技術)に取り組んでいます。異齡林をつくることを基本とし(図1)、地域本

の森づくりでは樹木間競争やギャップの効果を活かすランダム集中配植(図2)を行っており(写真1)、五十

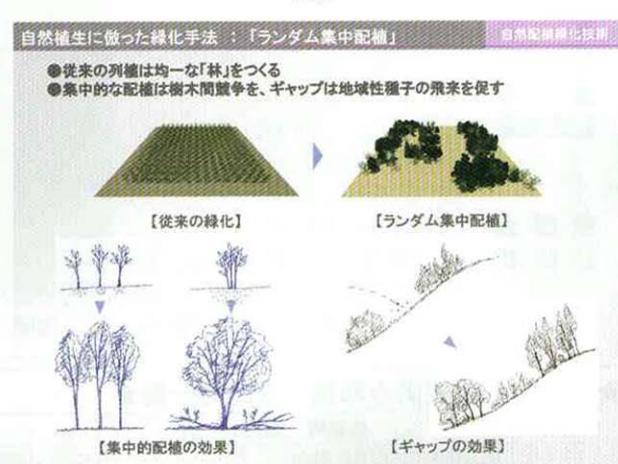
年齢の木によって成る林、林冠が閉鎖されていて、林床に光が届かない。

高さの階層があるということは、林床に木避け日があり、新たな芽生えができるこ

図1

自然植生に倣った绿化手法：「林」と「森」

自然配植绿化技術



自然配植绿化技術

緑化は森や生態系に対する敬意を持つて計画すべき

質問：「コニファー「エメラルドグリーン」(Thuya occidentalis 'Smaragd')の一部の枝枯れの原因はなんでしょうか？」

[回答]：ニオイヒバ・スマラグ(エメラルド)の枝枯れについての質問に回答させて頂きます。

枝枯れが発生した枝を観察し、カミキリムシにかじられた傷がある場合は、カミキリムシによる樹皮の食害が原因の可能性があります。カミキリムシに樹皮をかじられると、細い枝の場合その先の枝が枯死する事があります。防除法として、サイアノックス等の殺虫剤を4~7月頃に散布します。

この方法は、以下のようなコニファーに発生する害虫の防除にも効果があります。「マツノマダラカミキリ」新梢の樹皮の食害、「アブラムシ」樹液を吸って葉色を悪くする、「チャハマキ」枝先が束状に糸に綴られた中に緑色の幼虫が隠れている、「マツカレハ」大型の毛虫が松やヒマラヤスギの葉を食害する、「シャクトリムシ」コニファーの葉を食べ新葉の発達を悪くする、「チャノミガ・ミノムシ」葉を食害し丸坊主にしてしまう事がある。

また、枝枯れに似た症状で部分的に葉先が枯れる場合がありますが、これは害虫によるものではなくリゾクトニア菌やペスタロチア菌といった病菌によるものです。リゾクトニア菌は、地際部を中心に活動する菌でゴールドクレストなどに多く発生しますが、ニオイヒバ類にも発生する事があるので注意が必要です。

防除のポイントは予防に重点を置くことです。予防薬として、銅を含む薬剤ボルドー、マンネブタイセンM水和剤などを散布します。また、冬季に石灰硫黄合剤を散布する事も効果的です。

すでに病気が発生してしまっている場合には、トップジンM、リゾレックス水和剤などを散布します。

当社では、病原菌の拡散を防止する為に、刈り込み作業の後に、殺菌剤の散布を行い、刈り込みバサミなどからの感染を防ぐ様、注意しています。

回答協力：千葉県(有)森川園芸 森川雅広氏

うえき・よろず相談では、質問・疑問を募集中！

日頃不思議に思っていること、困っていること、聞いてみたいことなどが解決できる好機会です。ご自由にお寄せ下さい。

下記の質問へのご回答も広く募集中です！

1月号質問 → 「潮風に強い高木類を教えてください」回答〆切1月4日

2月号質問 → 「緑化樹木等の放射能汚染を危惧する顧客にどのように対応していますか？」回答〆切1月25日

※植木協会ホームページ・会員限定情報・掲示板でご投稿いただくか、

事務局 緑化通信担当 (kawamura@ueki.or.jp)までお寄せください。

うえき・よろず相談では、質問・疑問を募集中！

日頃不思議に思っていること、困っていること、聞いてみたいことなどが解決できる好機会です。ご自由にお寄せ下さい。

下記の質問へのご回答も広く募集中です！

1月号質問 → 「潮風に強い高木類を教えてください」回答〆切1月4日

2月号質問 → 「緑化樹木等の放射能汚染を危惧する顧客にどのように対応していますか？」回答〆切1月25日

※植木協会ホームページ・会員限定情報・掲示板でご投稿いただくか、

事務局 緑化通信担当 (kawamura@ueki.or.jp)までお寄せください。

うえき・よろず相談では、質問・疑問を募集中！

日頃不思議に思っていること、困っていること、聞いてみたいことなどが解決できる好機会です。ご自由にお寄せ下さい。

下記の質問へのご回答も広く募集中です！

1月号質問 → 「潮風に強い高木類を教えてください」回答〆切1月4日

2月号質問 → 「緑化樹木等の放射能汚染を危惧する顧客にどのように対応していますか？」回答〆切1月25日

※植木協会ホームページ・会員限定情報・掲示板でご投稿いただくか、

事務局 緑化通信担当 (kawamura@ueki.or.jp)までお寄せください。

お知らせ

社日本植木協会・平成24年度通常総会

日 時 平成24年1月25日(木)
所 在 御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京
〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-36
電 話 03-5488-3911
受 付 12時00分より
通 常 総 会 13時00分~16時15分
講 演 会 16時30分~17時45分
懇 談 会 18時15分~20時00分
懇談会参加費 12,000円
参 加 手 続 き 旅行関係・諸経費の集金等業務を、JTBへ委託しました。参加の方はJTBからの案内書によりお申し込みください。

庭園樹部会主催・庭園視察

日 時 平成24年1月26日(木)
発 始 8時00分発(ホテルラフォーレ東京)
コ ー ス 鎌倉周辺(浄智寺・建長寺・鶴岡八幡宮・長谷寺・高徳院)視察
解 散 15時30分頃予定、JR東京駅16時30分頃予定
参 加 費 庭園樹部会員 6,000円 その他方 9,000円

コンテナ部会・平成24年度通常総会

日 時 平成24年1月26日(木)
9時00分~12時00分
所 在 御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京
付 8時30分
会 9時00分~12時00分
散 12時00分
解 演 宮林茂幸氏:東京農業大学 地域環境科学部森林総合科学科
講 2,000円/人
參 加 費 同封請求書の振込先に年度会費と併せてお振込み下さい。

青年部会・平成24年度 通常総会

日 時 平成24年2月2日(木)
所 在 ホテル 日航熊本
電 052-957-1022
受 12時00分
議 13時00分~15時00分
記念事業 15時15分~17時00分
「都市環境の未来」
懇 田中敦夫氏:銀座ミツバチプロジェクト副理事長
親 18時00分~20時00分
登 錄 費 13,000円/人(通常総会、懇親会費)
年 その他詳細は、部会員の皆様にお送りした「平成24年度青年部会全国通常総会のご案内」をご参照下さい。



式典会場となった平城宮跡(奈良市)

十一月二十日(日)、国土緑化推進機構と奈良県の主催による第三十五回全国育樹祭が、皇太子殿下をお迎えし

古都からの「あふれる緑」未来へと」を大会テーマ

に奈良県奈良市平城宮跡において開催された。

式典に先立って行われた

お手入れ行事では、昭和五

十六年の第三十二回全国植

樹祭で昭和天皇がお手植え

されたイチイガシに、皇太

子殿下が肥料を与えられ、

その様子は式典会場に設置

された大型モニターで中継

された。

その後、奈良県知事の先

導で大会会長である参議院

議長と国土緑化推進機構

事長がお迎えする中、皇太

子殿下が式典会場に到着

した。冒頭では出席者全員

が東日本大震災や台風十二

号の犠牲者に黙とうをささ

げた。開会宣言、主催者挨

拶、歓迎の言葉に続き、皇

太子殿下がお言葉を述べら

れた。引き続き、「全国緑

の少年団活動発表大会」入

式典が開催された。

アトラクション「木の讃

歌」と題した木造建築パフ

オーマンスがあり、林業後

継者等による「誓いのこと

ば」があった。

アトラクション「木の讃

歌」と題